

茨城県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づく医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者の報告方法、県の公表方法等を定めることを目的とする。

2 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年12月31日時点における薬局機能情報を、翌年3月末日までに、原則、自ら医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）を用いて、知事あて報告する。G-MISを用いた報告が困難である場合のみ、管轄の保健所へ薬局機能情報報告書（様式第1号）及び調査票（薬局）を提出することによりこれに代えることができる。

(2) 新規薬局開設時の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設後速やかに当該薬局の薬局機能情報を自らG-MISを用いて、知事あて報告する。G-MISを用いた報告が困難である場合のみ、管轄の保健所へ薬局機能情報報告書（様式第1号）及び調査票（薬局）を提出することによりこれに代えることができる。

(3) 変更報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、法施行規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報及び同項第3号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、速やかに自らG-MISを用いて、知事あて報告する。G-MISを用いた報告が困難である場合のみ、管轄の保健所へ薬局機能情報変更報告書（様式第2号）を提出することによりこれに代えることができる。

また、基本情報等以外の事項について変更があった場合についても、定期報告時期に報告を行うほか、可能な限り速やかな時期に同様の方法で、変更報告を行うものとする。

3 薬局機能情報の公表

(1) 県による公表

県は、2により報告された薬局機能情報を薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）で公表するとともに、PC等のモニター画面での表示等により適宜閲覧に供し、医療情報ネットを利用できない環境にある

住民・患者等に配慮する。

(2) 薬局による情報提供

薬局開設者は、報告した薬局機能情報を、当該薬局において書面の閲覧又は電磁的方法（電子メール、インターネット、PC等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）により提供する。

付則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

付則

この要領は、令和2年10月26日から施行する。

付則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

付則

この要領は、令和6年1月5日から施行する。

ただし、医療情報ネットでの公表は令和6年4月1日からとする。